

食料・農業・農村政策審議会の会議の公開について（案）

平成13年3月21日

食料・農業・農村政策審議会の会議の公開については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

- 1 事務局は、審議会（分科会、部会及び小委員会を含む。以下同じ。）の会議の開催を、開催日の10日程度前に公表するものとする。その際、会議の日時、場所、議案、傍聴可能人数、傍聴の申し込み方法及び傍聴に当たっての留意事項（※）を明らかにするものとする。
- 2 審議会の会議の傍聴の申し込みは、会議の開催日の3日前まで受け付けるものとする。なお、申し込み人数が傍聴可能人数を超えた場合には、事務局において抽選を行うこととする。
- 3 事務局は、会議の開催日の2日前に、審議会の会議を傍聴することが可能な者に対し、出席が可能であることを連絡するものとする。
- 4 審議会の会議の傍聴の申し込みを行わなかった者が、会議の開催日に、会議の会場において傍聴を希望する場合には、傍聴の申し込み者が傍聴可能人数に達していない場合、傍聴の申し込みを行った者から欠席の連絡があった場合等傍聴可能人数に余裕が生じた場合に、先着順で傍聴を認めることとする。

※【傍聴に当たっての留意事項（案）】

食料・農業・農村政策審議会の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守して下さい。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- ① 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- ② 携帯電話、ポケットベル等の電源は必ず切って傍聴すること。
- ③ 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・委員、臨時委員及び専門委員並びに意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・傍聴中の入退席（ただし、やむを得ない場合を除く。）
 - ・写真カメラ、ビデオカメラ等による撮影、テープレコーダー等の使用（ただし、会長、分科会長、部会長等が特に認めた場合を除く。）
 - ・新聞、雑誌その他議案に関連のない書籍類の読書
 - ・飲食及び喫煙
- ④ 銃砲刀剣類その他の危険なものを議場に持ち込まないこと。
- ⑤ その他、会長、分科会長、部会長等及び事務局職員の指示に従うこと。